

販売用資料



ピクテ・ファンド・ウォッチ 2016年5月26日
ピクテ新興国インカム株式ファンド(毎月決算型)

Pictet Fund Watch

原油価格の行方、需給改善が鍵

2014年年央以降、下落基調が続いてきた原油価格は足元で底打ちの兆しが見られ始めています。この背景の一つには原油需給が改善に向かうとの見方があります。原油価格動向は、新興国株式にも影響を与えることから、今後の動向には注目しています。

底打ち感が見られ始めた 原油価格

原油価格は、2014年年央以降、下落基調が続いてきましたが、2016年に入って、底打ちの兆しが見られ始めています(図表1参照)。2016年2月11日に付けた直近底値から5月24日までで+80%超の上昇となりました。足元で原油価格に底打ちの兆しが見られる背景の一つには、原油需給が改善に向かっていると見られることがありとされます。

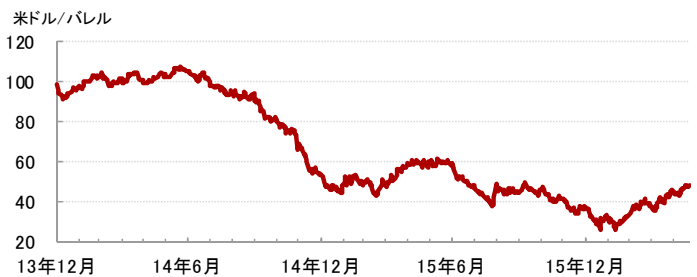
これまでの原油価格の大幅な下落の大きな要因は、原油の供給過剰状態にあるとみられます。米国のシェールオイルの開発ブームなどを背景に増産傾向が続き、これに対して、市場シェアを維持するためサウジアラビアなど石油輸出国機構(OPEC)も減産を見送ってきたことなどから、原油は供給過剰状態にありました(図表2参照)。また、需要面でも、世界第2位の経済大国である中国の景気減速懸念などを受けて原油需要の減少懸念が高まったことも原油価格にはマイナスとなりました。

ここにきて供給面では、米国で供給減少が続いているほか、主要産油国が増産凍結などの協調を模索する動きもみられています。加えて、ナイジェリアやリビア、ベネズエラなどの国々において地政学リスクなどの高まりなどもあり、長らく続いた供給過剰状態が解消に向かう可能性が示されています。一方、需要面でも、2016年3月5日に開幕した中国全国人民代表大会(全人代)において、2016年に鉄道投資8,000億元以上、道路建設で1兆6,500億元を投じるインフラ投資計画などをはじめ景気対策に前向きな姿勢が示されたことなどを背景に、原油などの資源需要の回復が期待されるとの見方が強まりました。

このように足元では、供給面で抑制方向への動きが見られることや需要拡大期待の高まりを受けて原油需給は改善に向かっていると見られます。

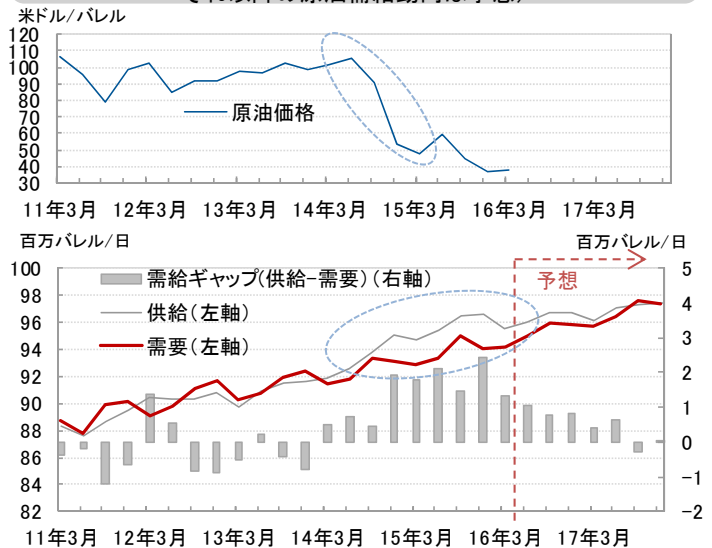
(次ページに続く) (※将来の市場環境の変動等により、当資料記載の内容が変更される場合があります。)

図表1:原油価格の推移
(日次、期間:2013年12月31日~2016年5月24日)



※原油価格:WTI原油先物価格
出所:ブルームバーグのデータを使用しピクテ投信投資顧問作成

図表2:原油価格と需給動向
(四半期、期間:2011年1-3月期~2016年1-3月期、それ以降の原油需給動向は予想)



※原油価格:WTI原油先物価格 ※供給、需要、需給ギャップはEIAが発表する原油およびその他液体燃料におけるデータを使用 ※予想はすべてEIA(米エネルギー情報局)※原油価格は各四半期末値 出所:EIA、ブルームバーグのデータを使用しピクテ投信投資顧問作成

当ページの図表データはあくまでも参考指数であり、当ファンドの運用実績を示すものではありません。また、データは過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

需給ギャップは解消の方向へ。 原油価格の下支えになると期待

米エネルギー情報局(EIA)による見通しにおいても、2017年第3四半期あたりに需要が供給を上回り、需給ギャップが解消(需給改善)すると予想されています(1頁目の図表2参照)。また、需給の改善により、原油価格も緩やかに上昇するとの見通しも示されています。こうした見通しの根拠として、これまでの原油価格低迷により、開発投資が削減傾向にあったことで供給量が抑制されると予想されていることや、中国、インドなどの新興国における需要拡大などが示されています。

実際、国際的な大手石油企業における設備投資の動向を見ると、ここ数年にわたって縮小傾向がみられてきましたが、2016年についても軒並み縮小が見込まれており、今後の供給が抑制されるとの見方に一致していると考えられます(図表3参照)。

また、需要面では中国の経済見通しについて過度に懸念する向きがありますが、2014年後半以降の金融緩和やその後の財政出動などの政策効果により、足元で中国経済は安定化の兆しが見られ始めています。2016年4月に発表された国際通貨基金(IMF)の経済見通しでも、世界的な景気見通しが下方修正されるなかで、中国の2016年の経済成長率予想は前年比+6.5%と前回予想(2016年1月、同+6.3%)から上方修正されました。加えて、成長ペースが以前に比べて減速しているとはいえ、相対的に高い成長率が予想されていることには変わりありません。さらに、世界経済は緩やかながらも拡大が続くと予想されています。経済成長が実現されるなかでは、原油をはじめとした資源需要も底堅く推移することは十分期待できると考えられます(図表4参照)。

極端なドル高基調が考えにくい点も 原油価格にプラス

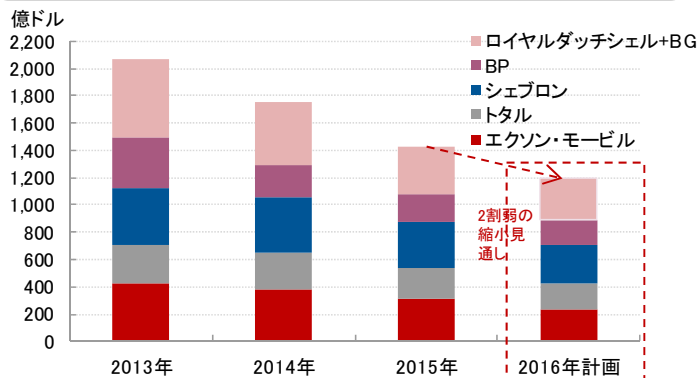
原油や主な商品は米ドル建てで取引されるケースが多く、他通貨からみて割安感が高まると商品は買われやすく(米ドル安・商品価格高)、一方、他通貨からみて割高だと商品は売られやすい(米ドル高・商品価格安)といった要因もあり、米ドル相場と原油価格の逆相関が高まる局面が見られます(図表5参照)。

2013年以降、米国の金融政策の引き締め方向への変更が意識されたことなどを背景に米ドル高基調となってきました。このことは、逆に原油価格にとってマイナスの影響を及ぼしてきました。

ここに来て、これまでの米ドル高進行で相対的に割高感が強まったことや、米国の利上げペースが緩やかなものとなるとの見方などから、米ドル高基調に一服感がみられていることも、足元の原油をはじめとした資源価格の持ち直しの要因の一つとなっているとみられます。

図表3: 石油大手企業の設備投資推移と計画

(年次、期間: 2013年~2015年実績、2016年計画)



※ロイヤルダッチシェルによるBGグループの買収は2016年2月に完了
※2016年計画は、2016年5月20日時点で取得可能な情報を基に算出。また、レンジで発表している企業については上限値で表示
出所: 各社資料を使用しピクテ投信投資顧問作成

図表4: 原油価格と世界のGDPの推移

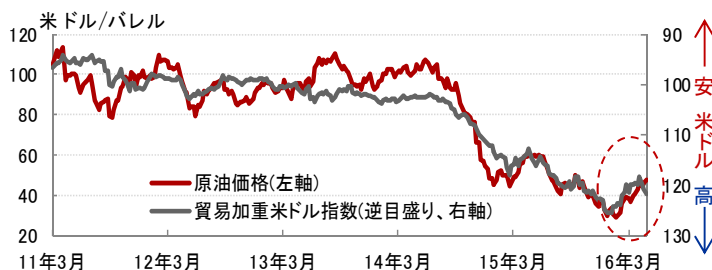
(月次、米ドルベース、期間: 1996年1月末~2016年4月末、GDP予想は2021年まで)



※原油価格はWIT原油先物価格 ※世界のGDP予想はIMFによる
出所: ブルームバーグ、IMFのデータを使用しピクテ投信投資顧問作成

図表5: 過去5年間の原油価格と米ドル相場の推移

(週次、期間: 2011年3月25日~2016年5月20日)



※原油価格: WTI原油先物価格
出所: トムソン・ロイター・データストリームのデータを使用しピクテ投信投資顧問作成

当ページの図表データはあくまでも参考指数であり、当ファンドの運用実績を示すものではありません。また、データは過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

(次ページに続く) (※将来の市場環境の変動等により、当資料記載の内容が変更される場合があります。)

米国の追加利上げについては、足元で米国景気が堅調に推移していることを示す経済指標の発表などもあり、6月にも実施されるとの見方もでていますが、世界的な経済環境を考慮すると、今後も利上げペースは緩やかとなる可能性が高く、こうした政策見直しからは今後、極端な米ドル高基調となる可能性は小さいと考えられます。米ドル相場が比較的穏やかな推移となれば、原油価格にとって米ドル相場の変動の影響は小さくなると予想され、原油の需給改善の恩恵を大いに享受できると期待されます。

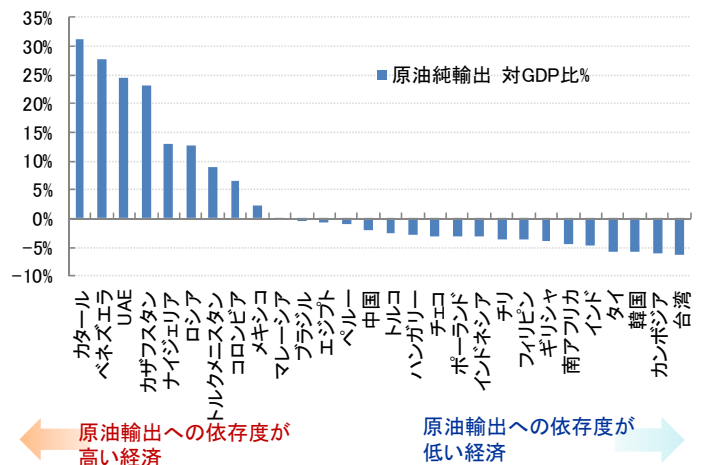
原油や商品価格の回復は新興国株式の追い風に

原油や商品価格が回復すれば、新興国の中でも産油国や資源国の経済のファンダメンタルズや企業業績の改善に寄与すると考えられるほか、投資家の新興国株式に対する投資意欲の改善に大いに資するものと期待されます。

新興国各国の原油純輸出額を対GDP比でみると、カタールやUAEなどの中東諸国に加えて、ロシアやコロンビアなどの産油国の経済は当然のことながら、原油輸出への経済の依存度が高く、原油価格の下落が経済全体にマイナスの影響を及ぼす一方、原油価格が上昇すれば経済にとってもプラスの効果をもたらし、さらに株式市場にとってもプラスの材料となることが期待されます。一方、台湾や韓国などの工業国をはじめ多くの新興国は原油純輸入国であり、原油価格の下落は経済全体にとってはプラスとなると見られています。このため、原油価格の変動が新興国経済に与える影響は、実際のところ、国によってまちまちといえます。とはいえ、過去、長期的に見ると新興国株式と原油価格は同じようなトレンドを辿ってきました(図表7参照)。原油や商品価格回復の背景の一つには、世界的な需要の拡大(=景気回復)などがあると考えられます。この恩恵は時間差はあれども、原油純輸出国のみならず純輸入国を含め新興国各国に広く行き渡ると期待されます。このため、原油や商品価格の回復は新興国株式全般にとっても追い風となるものと考えられます。

(※将来の市場環境の変動等により、当資料記載の内容が変更される場合があります。)

図表6:新興国各国の原油純輸出対GDP比



原油輸出への依存度が高い経済

原油輸出への依存度が低い経済

注: 原油純輸出=原油輸出額-原油輸入額で算出
 ※上記データは取得できる最新の数値で算出。韓国、メキシコ、チリ、ポーランド、トルコ、ギリシャ、ハンガリー、チェコは2014年のデータを使用、それ以外は2013年のデータを使用。原油価格は各採用年における月末のWTI原油先物価格を平均して使用 出所:ブルームバーグ、EIA、IMFのデータを使用しピクテ投信投資顧問作成

図表7:新興国株式と原油価格の推移

(月次、米ドルベース、期間:1999年12月末~2016年4月末)



※新興国株式:MSCI新興国株価指数(配当込み)※原油価格:WTI原油先物価格 出所:ブルームバーグのデータを使用しピクテ投信投資顧問作成

当ページの図表データはあくまでも参考指数であり、当ファンドの運用実績を示すものではありません。また、データは過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

MSCI指数は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

ピクテのウェブサイトでファンドのすべてがわかる！

ピクテ 新興イン

検索


http://www.pictet.co.jp/funds/all_funds/shinkoin

お客様の「知りたいこと」がギッシリとつまっています。

基準価額

分配金

動画

月報

グラフ描画

下にスクロールして...



レポートの一覧へ

レポート一覧には、
最新レポートや今知るべきマーケット情報が多数！
業界最多水準のレポートをご用意しています。

このファンド
まだ持って大丈夫？

最新の運用状況を
知りたい

ファンドの特徴を
詳しく確認したい

こんな疑問や不安にお応えできるレポートです！

投資リスク

[基準価額の変動要因]

- ファンドは、実質的に株式等に投資しますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている株式の価格変動等(外国証券には為替変動リスクもあります。)により変動し、下落する場合があります。
- したがって、**投資者の皆様が投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆様にご帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。**

株式投資リスク (価格変動リスク、 信用リスク)	<ul style="list-style-type: none"> ●ファンドは、実質的に株式に投資しますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている株式の価格変動の影響を受けます。 ●株式の価格は、政治経済情勢、発行企業の業績・信用状況、市場の需給等を反映して変動し、短期的または長期的に大きく下落することがあります。
為替変動リスク	<ul style="list-style-type: none"> ●ファンドは、実質的に外貨建資産に投資するため、対円との為替変動リスクがあります。 ●円高局面は基準価額の下落要因、円安局面は基準価額の上昇要因となります。
カントリーリスク	<ul style="list-style-type: none"> ●ファンドが実質的な投資対象とする新興国は、一般に政治・経済・社会情勢の変動が先進国と比較して大きくなる場合があります。政治不安、経済不況、社会不安が証券市場や為替市場に大きな影響を与えることがあります。その結果、ファンドの基準価額が下落する場合があります。 ●実質的な投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化により証券市場や為替市場等に混乱が生じた場合、またはそれらの取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、運用方針に沿った運用が困難となる場合があります。その他、当該投資対象国・地域における証券市場を取り巻く制度やインフラストラクチャーに係るリスクおよび企業会計・情報開示等に係るリスク等があります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

[その他の留意点]

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

ファンドの特色

<詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)でご確認ください>

- 主に新興国の高配当利回りの株式に投資します
- 特定の銘柄、国や通貨に集中せず、分散投資します
- 毎月決算を行い、収益配分方針に基づき分配を行います

- 毎月10日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

ー分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

ー収益分配金額は、基準価額の水準等を勘案して委託会社が決定します。

毎年2月、5月、8月および11月の決算時には、原則として決算時の基準価額が1万円を超えている場合は、毎月の分配金に1万円を超える部分の額および分配対象額の範囲内で委託会社が決定する額を付加して分配する場合があります(1万円を超える部分の額が少額の場合には、分配金を付加しないこともあります)。

ー留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

※投資にあたっては、以下の投資信託証券への投資を通じて行います。

○ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド-新興国ハイインカム株式ファンド(当資料において「新興国ハイインカム株式ファンド」という場合があります)

○ピクテ・ショートターム・マネー・マーケット JPY(当資料において「ショートターム MMF JPY」という場合があります)

※実質組入外貨建資産は、原則として為替ヘッジを行いません。

※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

[収益分配金に関する留意事項]

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

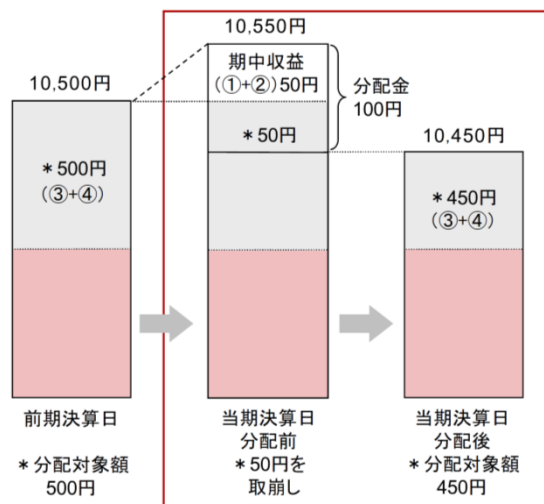
投資信託で分配金が支払われるイメージ



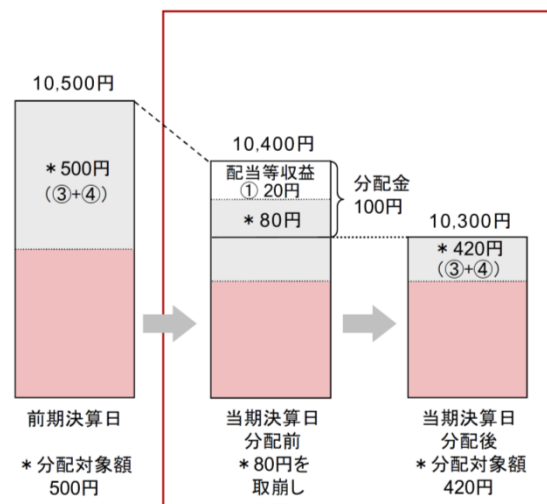
分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合

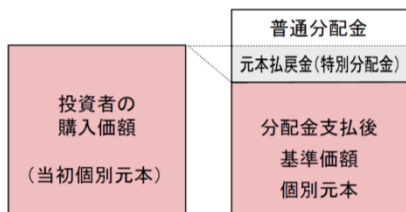


(注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

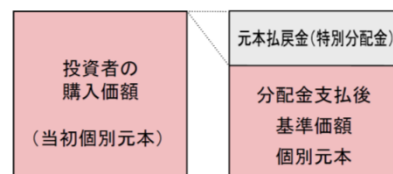
投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金: 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注)普通分配金に対する課税については、「手続・手数料等」の「税金」をご参照ください。

手続・手数料等

【お申込みメモ】

購入単位	販売会社が定める1円または1口(当初元本1口=1円)の整数倍の単位とします。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。(ファンドの基準価額は1万円当たりで表示しています。)
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額とします。
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して7営業日目からお支払いします。
購入・換金の申込不可日	ルクセンブルグの銀行またはロンドンの銀行の休業日ならびに当該休業日の2営業日前の日においては、購入・換金のお申込みはできません。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、1日1件10億円を超える換金はできません。 また、別途、大口換金には制限を設ける場合があります。
信託期間	平成20年1月31日(当初設定日)から無期限とします。
繰上償還	受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合等には信託が終了(繰上償還)となる場合があります。
決算日	毎月10日(休業日の場合は翌営業日)とします。
収益分配	年12回の決算時に、収益分配方針に基づき分配を行います。 ※ファンドには収益分配金を受取る「一般コース」と収益分配金が税引後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。

【ファンドの費用】

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	3.24%(税抜3.0%)の手数料率を上限として、販売会社が独自に定める率を購入価額に乗じて得た額とします。 (詳しくは、販売会社にてご確認ください。)
信託財産留保額	換金時に換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額が控除されます。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	毎日、信託財産の純資産総額に年1.242%(税抜1.15%)の率を乗じて得た額とします。運用管理費用(信託報酬)は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払うものとします。 【運用管理費用(信託報酬)の配分(税抜)】						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>委託会社</th> <th>販売会社</th> <th>受託会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年率 0.35%</td> <td>年率 0.75%</td> <td>年率 0.05%</td> </tr> </tbody> </table>	委託会社	販売会社	受託会社	年率 0.35%	年率 0.75%	年率 0.05%
委託会社	販売会社	受託会社					
年率 0.35%	年率 0.75%	年率 0.05%					
投資対象とする 投資信託証券	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>新興国ハイインカム株式ファンド</td> <td>純資産総額の年率0.75%</td> </tr> <tr> <td>ショートタームMMF JPY</td> <td>純資産総額の年率0.3%(上限)</td> </tr> </tbody> </table> (上記の報酬率等は、今後変更となる場合があります。)	新興国ハイインカム株式ファンド	純資産総額の年率0.75%	ショートタームMMF JPY	純資産総額の年率0.3%(上限)		
新興国ハイインカム株式ファンド	純資産総額の年率0.75%						
ショートタームMMF JPY	純資産総額の年率0.3%(上限)						
実質的な負担	最大年率1.992%(税抜1.9%)程度 (この値はあくまでも目安であり、ファンドの実際の投資信託証券の組入状況により変動します。)						
その他の費用・手数料	毎日計上される監査費用を含む信託事務に要する諸費用(信託財産の純資産総額の年率0.054%(税抜0.05%)相当を上限とした額)ならびに組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等および外国における資産の保管等に要する費用等(これらの費用等は運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。)は、そのつど信託財産から支払われます。投資先ファンドにおいて、信託財産に課される税金、弁護士への報酬、監査費用、有価証券等の売買に係る手数料等の費用が当該投資先ファンドの信託財産から支払われます。						

※当該費用の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

【税金】

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税 および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して 20.315%
換金(解約)時 および償還時	所得税 および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して 20.315%


※少額投資非課税制度「愛称: NISA(ニーサ)」について

NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開くなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※上記は、当資料発行日現在のもので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

ファンドに関する お問い合わせ先	【電話番号】	0120-56-1805 受付時間: 営業日の午前9時~午後5時		
	ピクテ投信投資顧問株式会社	【ホームページ】		http://www.pictet.co.jp
		【携帯サイト(基準価額)】		

委託会社、その他の関係法人の概要

委託会社	ピクテ投信投資顧問株式会社(ファンドの運用の指図を行う者) 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第380号 / 加入協会: 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会
受託会社	三井住友信託銀行株式会社(ファンドの財産の保管および管理を行う者) 〈再信託受託会社: 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社〉
販売会社	下記の販売会社一覧をご覧ください。(募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求受付ならびに収益分配金、償還金および一部解約代金の支払いを行う者)

販売会社一覧

投資信託説明書(交付目録見書)等のご請求・お申込先

商号等			加入協会			
			日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会
いちよし証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第24号	○	○		
岩井コスモ証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第15号	○		○	
宇都宮証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第32号	○			
エース証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第6号	○			
SMBC日興証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2251号	○	○	○	○
SMBCフレンド証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第40号	○			○
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○		○	○
岡三証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第53号	○	○		○
カブドットコム証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第61号	○		○	
極東証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第65号	○			○
第四証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第128号	○			
高木証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第20号	○			
東洋証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第121号	○			
西日本シティTT証券株式会社	金融商品取引業者	福岡財務支局長(金商)第75号	○			
野村證券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第142号	○	○	○	○
ばんせい証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第148号	○			
百五証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第134号	○			
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第165号	○	○	○	
みずほ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第94号	○	○	○	○
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2336号	○	○	○	○
水戸証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第181号	○	○		
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	○		○	○
株式会社青森銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第1号	○			
株式会社イオン銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第633号	○			
株式会社大垣共立銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第3号	○		○	
株式会社沖縄銀行	登録金融機関	沖縄総合事務局長(登金)第1号	○			
株式会社熊本銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第6号	○			
株式会社群馬銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第46号	○		○	
株式会社滋賀銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第11号	○		○	
株式会社四国銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第3号	○			
株式会社十八銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第2号	○			
株式会社十六銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第7号	○		○	
株式会社親和銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第3号	○			
ソニー銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第578号	○		○	
株式会社第四銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第47号	○		○	
株式会社千葉銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第39号	○		○	
株式会社西日本シティ銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第6号	○		○	
株式会社八十二銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第49号	○		○	
株式会社百十四銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第5号	○		○	
株式会社広島銀行(インターネットバンキング専用)	登録金融機関	中国財務局長(登金)第5号	○		○	
株式会社福岡銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第7号	○		○	
株式会社北海道銀行	登録金融機関	北海道財務局長(登金)第1号	○		○	
株式会社北國銀行	登録金融機関	北陸財務局長(登金)第5号	○		○	
みずほ信託銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第34号	○	○	○	
株式会社みちのく銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第11号	○			
三井住友信託銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第649号	○	○	○	
株式会社三菱東京UFJ銀行(インターネットバンキング専用)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第5号	○		○	○
株式会社みなと銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第22号	○		○	
株式会社山形銀行(インターネットのみ)	登録金融機関	東北財務局長(登金)第12号	○			

当資料をご利用にあたっての注意事項等

●当資料はピクテ投信投資顧問株式会社が作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。取得の申込みにあたっては、投資信託説明書(交付目論見書)等をお渡ししますので必ず内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。●投資信託は、値動きのある有価証券等(外貨建資産に投資する場合は、為替変動リスクもあります)に投資いたしますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の皆さまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。●運用による損益は、すべて投資者の皆さまに帰属します。●当資料に記載された過去の実績は、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。●当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成されていますが、その正確性、完全性、使用目的への適合性を保証するものではありません。●当資料中に示された情報等は、作成日現在のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。●投資信託は預金等ではなく元本および利回りの保証はありません。●投資信託は、預金や保険契約と異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。●登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。●当資料に掲載されているいかなる情報も、法務、会計、税務、経営、投資その他に係る助言を構成するものではありません。